輸入生卵の海外生産企業の登録条件と比較・検査のポイント

登録番号:

会社名：

会社の住所:

フォームに記入した日付:

フォームに記入する手順:

1. 「中華人民共和国海外輸入食品生産企業の登録及び管理に関する規定」（関税総局第248号）に基づき、海外の生卵生産・加工企業の衛生条件が適用される。中国で登録するには、中国の法律、規制、基準に準拠する必要があります。関連する規制は、中国に輸出される新鮮な卵の検査および検疫プロトコルの要件に準拠する必要があります。

2. 輸入生卵を管轄する海外当局は、この表に基づいて生卵生産企業に対する公的検査を実施し、検査の実態に基づいて誠実に適合性を判断しなければならない。中国税関総局輸出入食品安全局の関連要件に従って、このフォームと海外の生卵生産企業が提供する証明書資料を提出してください。

3. 海外の生卵生産企業は、本様式に従って登録を申請する前に、自己評価及び自主検査を実施しなければならない。本フォームの「記入要件および補足資料」欄の内容に従って補足資料をご用意ください。認証資料はカタログ化され、その番号と内容は「記入要件と認証資料」欄の番号と内容に一致する必要があり、中国語と英語で記入され、内容が真実で完全である必要があります。

4. 英語の内容は参考用であり、中国語の内容が優先されます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| プロジェクト | 主な条件と根拠 | 要件とサポート資料の記入 | 見直しのポイント | 適合性の判定 | 述べる |
| **1. 企業の基本情報** | | | | | |
| 1.基本的な状況 | 1. 「中華人民共和国輸入食品海外生産企業の登録及び管理に関する条例」（関税総局第248号）第5条、第6条、第7条及び第8条  2. 「輸出入食品安全管理に関する中華人民共和国の措置」（関税総局第 249 号）。  3. 「国家食品安全基準食品製造のための一般衛生仕様」(GB 14881 )  4．申請国の管轄当局と税関総署の間で署名された、中国に輸出される新鮮な卵の検査および検疫プロトコル | 生卵及び卵製品の海外生産企業登録申請書」に必要事項を記入します。 | 1. 企業は、情報を真実に記入しなければなりません。基本情報は、輸出国の管轄当局から提出された情報および実際の生産および加工条件と一致する必要があります。  2.企業の人的資源は、企業の生産、加工、品質および安全管理の要件を満たすことができなければなりません。  中国に輸出される生卵は、議定書で指定された製品範囲に準拠する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| **2. 企業の所在地、工場のレイアウト、施設および設備** | | | | | |
| 2.1 企業の所在地の選択 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の3.1 | 2.1工場が位置する環境の写真を提供してください。写真には、周囲の環境情報（都市部、郊外、工業地帯、農業地帯、住宅地など）が示されている必要があります。 | 工場エリアの周囲に汚染源があってはなりません | □適合  □満たしていない |  |
| 2.2工場環境とレイアウト | 3.2の「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) | 2.2 工場エリアの平面図を提供します。平面図には、生産および加工、原材料/最終製品の保管、化学薬品保管室、研究室 (該当する場合)などのさまざまな機能エリアが示されている必要があります。 | 工場エリアのレイアウトは、生産と加工のニーズに合わせて、生産エリアと非生産エリアに分割する必要があり、原材料、廃棄物、完成品の輸送中の相互汚染を回避する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 2.3 ワークショップの設計とレイアウト | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の4.1 | 2.3 生産作業場の平面図を提供する。作業場平面図には、清潔なエリアと、人員更衣室、生産および加工室、および工具の洗浄および消毒室などの機能エリアの範囲を明確に示す必要がある。作業場における人員と製品の流れの方向 | 作業場の面積と高さは、生産能力と設備の配置に適合し、処理される新鮮な卵のプロセスフローと処理衛生要件を満たしている必要があり、人の流れや物流が相互汚染を引き起こさないようにする必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 2.4生産設備及び設備 | 「国家食品安全基準」 「食品製造のための一般衛生基準」(GB 1 4881 )の5および 6.2 | 2.4生産および加工のための主要な設備および施設のリストを提供する | 企業は生産能力に見合った生産設備を備えるべきである | □適合  □満たしていない |  |
| 2.5倉庫設備 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の5.1.8、10 | 2.5 原材料および完成品の保管倉庫の管理要件を簡単に説明し、保管状況を反映できる保管倉庫内の関連写真を提供します。 | 企業は、中国に輸出する新鮮な卵が明確にマークされていること、特別な場所に保管されていること、保管および輸送環境が清潔で衛生的であることを確認する必要があります。  完成品の保管倉庫は常に一定の温度と湿度に保たれ、防カビ、防鼠、防虫、防虫設備が整っており、倉庫内の製品の温度と湿度が明確に管理されている必要があります。トレーサビリティを示すマークが付けられており、壁や床から一定の距離を保って保管する必要があります。不衛生な物品を倉庫内に保管することはできません。 。 | □適合  □満たしていない |  |
| **3. 加工水の供給** | | | | | |
| 3.1 加工水の水質処理 (該当する場合) | 1. 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の5.1.1および5.1.2  2.「飲料水の衛生基準」(GB 5749) | 3.1自社の水源の場合は、水質管理の関連措置を説明し、最新の生産水水質検査報告書（該当する場合）を提供してください。 | 生産水および加工水 (蒸気を含む) は、現地の公的基準に準拠する必要があります。  少なくとも年に 1 回はテストを実施し、テスト結果は現地の公式生産水および加工水基準に準拠する必要があります。委託された試験機関は、地方管轄当局によって認識または承認された対応する資格を備えている必要があります。 | □適合  □満たしていない  □該当なし |  |
| **4.新鮮な卵原料の供給源** | | | | | |
| 4.1新鮮な卵の産地と農場 | 申請国の管轄当局と税関総署の間で署名された、中国に輸出される新鮮な卵の検査および検疫プロトコル | 4.1新鮮な卵の産地の国/県/地域の情報表を提供する  が独自の繁殖農場であるか、協力的な繁殖農場であるかを示す必要があります。 | 卵が議定書で規定されている国または地域（または議定書で明確に規定されている特定の省/地域）からのものであることを確認するための効果的な措置を講じる必要があります。流行地域または外国からの新鮮な卵は購入できません。 | □適合  □満たしていない |  |
| 4.2原材料の受け入れ | 申請国の管轄当局と税関総局の間で署名された、中国に輸出される新鮮な卵の検査および検疫プロトコル  「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の7.1 および 7.2 | 4. 2.1生卵原料サプライヤーに対する会社の管理要件を提供します。  4.2.2 原材料受け入れシステムを提供する。 | 1.中国に輸出される新鮮な卵を生産するための原材料は、安全で衛生的で、人間の消費に適したものでなければなりません。  2. 我が国の法律、規制および二国間協定の規定を遵守します。 | □適合  □満たしていない |  |
| **5.プロセス制御** | | | | | |
| 5.1衛生管理状況 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の6.1、6.6、8 | 5.1.1 生産および加工時の衛生管理の基本要件と管理システムを簡単に説明します。  5.1.2 加工工場で実施されている衛生管理措置の写真を提供する | 相互汚染を防止し、中国に輸出される新鮮な卵の安全と衛生を確保するために、生産および加工プロセス中に効果的な衛生管理措置を実施する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 5.2 洗浄卵の洗浄と消毒 (該当する場合) | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) 8  「卵および卵製品の製造に関する国家食品安全基準衛生仕様」(GB21710) の 8.6.3、8.6.6 | 5.2.1 卵を洗浄するための洗浄および消毒手順を提供します。  5.2.2 洗浄剤と消毒剤の名前と成分を入力します。  5.2.3 コーティング剤の名前、成分および塗布量、およびコーティング剤の安全性報告書を提供します。 | 洗浄と消毒の手順を開発し、資格のある洗浄者と消毒剤を選択し、洗浄剤と消毒剤の安全性リスクを管理する必要があります。  コーティング剤は関連規格に準拠し、微生物の繁殖や新鮮な卵がコーティング剤によって汚染されないように適切な量を管理する必要があります。 | □適合  □満たしていない  □該当なし |  |
| 5.3 自己吟味と自制 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) 9 | 5.3.1企業が自社の検査室を有する場合は、企業の検査室の能力と資格の証明を提出しなければならない。企業が第三者の委託検査室を委託する場合は、委託された検査室の資格を証明する資料を提出しなければならない。  5. 3.2監視項目、頻度、判断基準、不適格取扱い措置等を含む企業監視計画を策定する。 | 企業は自主検査・自主管理計画を策定し、原材料・製品検査のサンプリング・検査・判定基準は中国の要求事項に準拠し、製品の安全性と衛生性を確保する必要がある。 | □適合  □満たしていない |  |
| **6.化学薬品および梱包材の管理** | | | | | |
| 6.1化学物質の管理と保管 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の7.4 および 8.3 | 6.1.1化学薬品の取り扱いおよび保管要件の簡単な説明  6.1.2化学薬品保管室の写真を提供する | 1. 化学薬品（消毒剤やその他の洗浄剤を含む）は、現地の管轄当局および中国の要件に準拠する必要があります。  2. 化学物質は専用の場所に保管し、厳密に管理し、明確にラベルを付ける必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 6.2内部および外部の梱包材の管理と保管 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の7.5 および 8.5 | 6.2内部および外部の梱包材の安全性の証明を提供する | 包装材料には有毒物質や有害物質が含まれていてはならず、新鮮な卵の感覚特性を変えてはなりません。 | □適合  □満たしていない |  |
| **7.廃棄物の処理と害虫駆除** | | | | | |
| 7.1廃棄物の処理 | 6.5インチ「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) | 7.1.1作業場における食用製品の容器と廃棄物保管容器の区別の写真を提供する  7.1.2廃棄物処理手順の要件を簡単に説明します。無害な処理に第三者を使用する場合は、第三者企業の対応する資格を提供してください。 | 1.食用製品の容器と廃棄物保管容器には明確にマークを付けて区別する必要があります。  2. 廃棄物は個別に保管し、生産への汚染を避けるために適時に処理する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 7.2害虫およびげっ歯類の防除 | 6.4インチ「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) | 7.2害虫駆除のレイアウト計画を提供する 第三者が責任を負う場合は、第三者の資格を提供します。 | 生産の安全性と健康に対する害虫やげっ歯類の影響は避けるべきです | □適合  □満たしていない |  |
| **8.製品のトレーサビリティとリコール** | | | | | |
| 8.1製品の梱包およびトレーサビリティ情報 | 11.4 の「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881) | 8.1表示ルール、ラベルサンプル、トレーサビリティ情報説明書（トレーサビリティに使用するロゴ、マーク、番号の意味、パッケージへの印刷位置）を提供します。 | 企業は、トレーサビリティに使用される製品識別、マーク、または番号の意味を明確に説明する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 8.2製品トレーサビリティおよびリコールシステム | 1. 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881) の 11.1 および 14.1.1 | 8. 2製品のトレーサビリティ手順を簡単に説明します。完成品のバッチ番号を例として、完成品を対応する食肉処理場まで追跡する方法を説明します。 | 識別構成により特定され、バッチ管理と販売記録の受領により双方向のトレーサビリティが実現される必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| **9.人事管理と研修** | | | | | |
| 9.1従業員の資格と健康管理 | 6.3の「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) | 9.1雇用前の健康管理と従業員の健康診断要件の提供 | 1. 従業員は雇用前に健康診断を受け、食品加工企業で働くのに適していることを証明する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 9.2人材育成 | 「国家食品安全基準食品製造のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) 12 | 9.2従業員に年間トレーニング計画、内容、評価、記録を提供する | 中国に輸出される新鮮な卵の検査と検疫手順、中国の規制と基準管理などをカバーする必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| **1 0 .** | | | | | |
| 1 0 .1 企業声明 |  | 10. 1.「輸入卵及び卵製品海外生産企業登録申請書」に必要事項を記入します。 | 法人の署名と社印が必要です。 | □適合  □満たしていない |  |
| 1 0.2 . 管轄獣医当局による確認 |  | 10.2 「輸入卵及び卵製品海外生産企業登録申請書」の記入 | 管轄獣医師の署名と管轄当局の押印が必要です | □適合  □満たしていない |  |